

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について
 中間取りまとめに対する県民等の意見及び
 環境審議会第2部会委員からの意見の概要

1 はじめに

県民等からの意見	委員からの意見
	<p>○「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」は、基本的には、<u>県民のために「良好な環境を維持し、持続可能な循環型社会を形成するためである。</u>そのために、産業廃棄物の排出に対し相応の経済的負担を課し、以下の効果を引き出す。</p> <p>①産業廃棄物の発生量を削減や減量化により極力抑制する。 ②リサイクルの推進による産業廃棄物の発生量の削減を図る。 ③排出事業者の意識改革や技術開発による排出量の抑制を図る。 ④排出事業者の排出抑制への自主的努力に対しての技術的、財政的支援を行う。 ⑤健全な事業者の育成</p>

2 福島県内の産業廃棄物処理の現状

県民等からの意見	委員からの意見
	<p>○別紙1の「福島県における産業廃棄物排出量の推移」にH14か15の排出量を追加した方が他の表とのバランスがよい。</p>

3 福島県が今後取り組むべき事項

県民等からの意見	委員からの意見
	<p>○(1)～(5)までの事項に加えて 循環型社会の形成の大きな要因としては、各市町村の意識の問題だと考える。県からの指示で動くのではなく、各市町村行政の共同体としての組織を明記すべきである。 環境パートナーシップ会議に出席して、いつも思うことは、各町村の意識の薄さで</p>

ある。これは、南会津郡だけの事ではなく、県全体の課題だと思うので、各自治体に対する県としての考えを示すことにより、(1)～(5)までの事項がより効果的になると思う。

4 産業廃棄物税制度の導入について

県民等からの意見	委員からの意見
<p>○まず、再生利用率等の目標率を定め、自主努力によるだけでは達成が困難と判断された後で税の導入を検討すべき。</p> <p>○将来の展望からすると導入は理解できる面もあるが、県内企業の経営状況は厳しく、17年度からの導入は時機尚早であり、事業者の理解を得て導入すべき。</p> <p>○産業廃棄物税の導入により不法投棄が増加し、結果、優良な事業者の税により不法投棄対策を行うこととなりかねないため、産業廃棄物税の導入には反対。</p> <p>○県民等の理解が得られるよう、慎重かつ十分に議論してほしい。</p> <p>○企業の自主的な取組み意欲を阻害することなく、また、産業振興への影響にも十分配慮した制度となるよう検討してほしい。</p> <p>○福島県が産業廃棄物税を導入することに対して、趣旨は理解できるが、税の導入目的が「産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進」を図り、その税収が「循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理のための施策の財源」や「排出事業者や処理業者等の自主的な取組みを側面から支援」のために使われることが前提。</p> <p>○産業廃棄物税の導入で、最終処分場への搬入量は減少するが、リサイクル再生品の受入先がない現状では、排出者等による不法投棄が増加し、発生量の削減や減量化につながりにくい。</p> <p>○産業廃棄物の発生や処理に対し、経済的負担を課す制度に賛成する。</p>	

5 制度の目的について

県民等からの意見	委員からの意見
<p>○産業廃棄物については各企業で様々な自主努力により発生量の削減や減量化、リサイクルを行って、その中でどうしても発生してしまう廃棄物を処分場で処理しているのが現状であり、税の目的とする「産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルの推進の動機付け」の効果は少ないものと思われる。</p> <p>○県外廃棄物の流入抑制措置の緩和と引き換えに税を導入するのであれば賛成だが、そうでなければ反対。</p> <p>○産業廃棄物税の導入により、本当に発生量の削減等につながるのか疑問であり、先行して制度を導入した自治体での削減・減量化の実績データを示すとともに、福島県の削減・減量化の目標値または見込み値を明らかにしてほしい。</p>	<p>○制度の目的については、経済的負担により産業廃棄物の発生量の削減や減量化、リサイクルの推進への動機付けを与えることや、税収を産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理を促進するための施策の財源とする2つの目的でいいのではないかと。</p> <p>○基本的に賛成。</p>

6 納税義務者及び課税対象について

県民等からの意見	委員からの意見
<p>○積極的に発生抑制、リサイクルの促進に取り組んでいるものには助成とか減税をすべき。</p> <p>○当社事業所は、県の地域開発計画への寄与の目的もあり設置したもので、事業に伴い発生する廃棄物は工業団地の土地造成材として使用することとされていた。また、用地造成は地元からの要請に基づくものであり、途中で中止するわけにもいかないため、課税対象外としてほしい。</p> <p>○石炭火力発電所から発生する石炭灰は、電気業の指定副産物として指定され、資源リサイクル法に基づき有効利用の促進に努力しているが、需要の落ち込み等から、ある程度は処分せざるを得ない。石炭灰の処分に対して課税しても処分量の減量化にはつながらず、一般消費者への電気料金の負担増となるため、石炭火力発電所から排出される石炭灰については、本制度の導入理由及び目的には該当</p>	<p>○制度の構築にあたっては、近県との整合性も非常に大切。県ごとに基本的なことが違っていると、非常に混乱をきたす。</p> <p>○廃棄物のリサイクル率を上げるため、明らかに有価物として利用されるものは課税しないなどの手だてが必要だと思う。同時に、リサイクルされた製品を積極的に使っていくようなシステムづくりが求められる。</p> <p>○産業廃棄物税については、他県の動向というより福島県独自の発想で、よりよい環境低負荷資源循環型社会の構築に資するようになることが重要である。他県とのバランスは特に必要ないといえる。</p> <p>○福島県地方税制検討会報告書にあるように、留意事項に配慮しつつ、課税方式は「最終処分業者特別徴収方式」、課税標準は産業廃棄物の重量とするが適当と判断する。但し、重量-容量換算率の準備も必要であろう。</p>

しない。

○既導入県における制度を参考とするのであれば、最終処分業者特別徴収方式は廃棄物の発生抑制の観点と発生量に応じた負担を考えると良い方式と思う

○税制度の目的をより明確にするため、また、税の公平性の観点からも、自社処分及び委託処分にかかわらず課税すべき。ただし、再生利用（上下水道汚泥のコンポスト化など）の場合は、課税免除や軽減あるいは減免の措置をしていただきたい。

○廃棄物の性格による課税免除等についても検討してほしい（下水道汚泥、不法投棄廃棄物の処理など）

○産業廃棄物最終処分場においても、業者ごとに分けて処理されているわけではなく、排出事業者ごとにその灰の量を計ることは難しい。実際は、出した廃棄物の量から経験上推計して、その量を決めることになると思う。だとすれば、併せ産廃も同様に、出した廃棄物の量から推計するということで、他の一般廃棄物と併せて処理されていても問題はないのではないか。技術的に難しいという説明はできないと思われる。

7 税率について

県民等からの意見	委員からの意見
<p>○福島県内の中小事業者にとって過度の負担にならないような措置を検討してほしい。</p> <p>○税率の決定には、明確な算定根拠を示すべき。</p> <p>○多量に廃棄物が発生する事業では、廃棄物の減量化は技術的に限界があり、税率については、これまでの事業者の努力による減量化やリサイクルの実績を踏まえた検討が必要。</p> <p>○中間処理を経由する場合の税率については、廃棄物の種類ごとに透明性のある数値を設定し、排出者の理解が得られるようにしてほしい。</p> <p>○税率については、他県とのバランスを考慮すべきであるが、本県の処理場の減量化も目的であると思われるので、原則として自県で発生したものは自県で処理することを他県に促す税率とすべきである。</p> <p>○企業活動への影響や他県とのバランスを検討する必要がある。特に企業活動への影響については、本税が新たな負担となることから、過度な負担とならないよう十分な検討・検証をすべき。</p>	<p>○税率についても、隣接県との整合性が重要ではないか。</p> <p>○近隣県との整合性から1,000円/トンが妥当。</p>

8 自社処分場への搬入に対する課税について

県民等からの意見	委員からの意見
<p>○自社処分場で処分する場合であっても排出抑制の努力は必要だが、自社処分場の設置者は事業者の責務を果たすべく努力しており、委託処分する事業者とは相応の差をつけて課税すべき。</p> <p>○石炭灰処分場を設置する際には、処分場の維持管理について説明し理解を得る努力をして、自社の廃棄物を適正に処理している。一方、県内には公共の処分場はなく、民間の処分場の残余容量も少なくなってきた。自社処分は、県内の最終処分場の残存容量確保に寄与し、委託処理とは責任の重さが違っており、課税対象外としてほしい。</p> <p>○自社処分場を所有する事業者は、廃棄物の減量化・リサイクルの推進に最大限の努力を行い、自己完結型の処理を行っていることから、税の使途における応益性は少ない。 特に、自社処分場を持っている事業者は、多量の廃棄物を発生する事業者が多く、特定の事業者に大きな税負担を与えながら応益性が少ないのは税の公平性の観点から問題がある。</p> <p>○自社処分場への搬入に対する課税は、次の理由から課税対象外とすべき。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定している産業廃棄物排出事業者の自己処理責任を果たし、法に則した施設を多額の投資を行い設置し、厳正・的確な運用管理を行っている。 ・処分場の確保は企業活動を継続するため必要不可欠であるが、公共処分場は不足しており、自社処分場設置事業者は自治体での公共処分場不足を補完している。営利を目的として事業を行っている最終処分業者や中間処理業者と違い、自社処分場で廃棄物を処理することによる営利を目的とした活動は行っていない。</p> <p>○自社処分場への搬入は課税対象外とすべき。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 11 条の「事業者は、その産業廃棄物</p>	<p>○自社処分場については、設置許可を得るまでや、建設や維持管理に際しても、相当時間やコストをかけて努力している。排出抑制に努力していることを前提とした上で、自社処分場を所有する事業者に対し、なんらかの配慮が必要ではないか。他県の例を参考とするのはいいが、産業構造が違うので同じ取扱いでないこともありうる。</p> <p>○自社処分場を作らなかつたら、県が作ってくれるのかという問題もある。私の気持ちとしては、補助を出してでも自社処分場を作ってもらいたいとも考えられる。 努力をしているところには、プラス効果を与えることが非常に大事だと思う。</p> <p>○委託業者に委託する場合のコストを比較して、トータルで見て自社処分でやる場合が事業者が多く負担しているという場合であれば、配慮も必要だと思う。</p> <p>○最終処分場を新規で建設できないとか、確保できない点は、自社処分を行っている事業者を評価する大きなポイントとなるのではないかと。</p> <p>○自社処分場を持っている企業は、リサイクルが可能であるものに関しても、市況によっては、自社処分場に埋立てをしている例もある。これは、循環型社会に逆行する考えであり、廃棄物の発生抑制にもつながらない。自社処分をしている人たちにもなんらかの抑制の努力をしていただかないといけない。</p> <p>○基本的には同率課税は望ましくないが、非課税も避けるべき。 (理由) 多額の経営資源を投下し、厳格な管理体制と周辺環境への悪影響排除策等を施しながらの事業執行努力は認めるべきではあるが、他方循環型社会の推進のための排出抑制目的、さらには自社処分場も県の行政サービスを受けることや、委託処理業者もまた設備投資と適正処理を行っていること等を考慮して、軽減税率適用の課税方式が適</p>

を自ら処理しなければならない」との規定により、事業者は誠実かつ適正に自社処分場を設置し、必要最小限の処分を行っている。

・自社処分場の設置には極めて大きな設備投資と多額の維持管理費を拠出している。

・公共処分場は全県的に不足しており、自社処分場設置者はこれを代行している。

・当社では、石炭灰のリサイクルを最優先として、市況・景気等の要因から再生利用できない場合のみ、必要最小限の自社処分場での処分を行っている。また、リサイクルのための研究開発にも注力しており、安易な自社処分を行っているわけではない。

・石炭灰は、有害性の物質が極めて少なく、安全で安定した性状であり、現在でもJIS規格品の石炭灰はコンクリートの混和剤として使われており、法で規制されるまでは、学校の校庭の地盤改良材や埋立材として使われていた。このような背景を含め、石炭灰は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、有効利用すべきものとして「指定副産物」として規定されている。

○自社処分場を持つ事業者は膨大な投資を行い処分していると思うが、それは、産廃処理経費をいつ発生させるかの違いであって、産業廃棄物発生を抑制するという観点に立てば、他の事業を同様の課税をすべきと思う。

○自社処分場への搬入の課税は、処分場の種別に関係なく平等に徴収すべきである。なお、自社最終処分場の建設費については、自社処分料との相殺で償却すべき問題と考える。但し、最終処分場の建設については、住民等の反対で困難な状況にあるなかで、廃棄物処理施設を企業自らが建設したことに対するインセンティブは、別途に法人税などの優遇措置を検討する必要があると考える。

○自社処分場への課税については、廃棄物処理法に基づく自己処理責任の遵守への配慮、課税による健全な企業経営と環境保全の確保への影響、地域の実情等を考慮し、非課税、減税又は経過措置等について十分な議論を行う必要がある。

特に、税負担能力や経営に与える影響

当と思料する。

○自社処分場にも相応の課税を。44%に及ぶ自社処分を除けば、この条例が形だけのものになってしまう。

税は本県で遅れをとっている中間処理施設の技術開発に使えば、自社処分を行う事業者も恩恵にあずかると思う。

○循環、再生を目標に掲げる以上、基本的には搬入場所の如何に関わらずに税の公平性の観点から課税すべきと考える。

自社で投資を行っている事業者はその投資の見返りとして課税免除を希望するものが多いと思われるが、新規の制度を採り入れるに当たっては以前にその投資に対して社会的に何らかのの見返りを約束された事態が有った場合を除いては各事業者の「自己責任」で投資を行った事を改めて自覚してもらわなければならないのが原則と考えられる。

ただし、「免除あり」としている13の県のうちの多くが再生利用・熱回収が行われている焼却施設への搬入を条件としている点は循環型社会の推進に益するところ大として評価し参考に値すると考えられ、本県でも同様の考え方を取り入れたらいいかと考える。

○課税すべき。ただし、相応の減免処置を取ってはどうか。

○自社処分場への搬入に対する課税については、処理場確保に前向きに取り組んでいることから、無税に近い形で行うことが重要である。

この場合、中間業者等へ委託した場合に比べて高いのか安いのかは問題外であり、コストミニマム、ミニマムエネルギー化を図っていることを大きな評価すべき点とすることが重要である。

○循環型社会の形成の基本方針の下、課税対象とする。但し、その努力については、相応の一定の軽減措置を設けて評価することも重要と考える。

○自社処分場への課税については課税対象外とする意見が多いが、「循環型社会の形成」の基本方針に従って、例外はなしとする。但し、課税対象とするが自主努力を別途評価することによる軽減措置を設け、評価することを考える。

について、自社処分場設置者から意見聴取することはもとより、税負担能力から見た公平性の確保という観点から、数値的なデータに基づき、十分な検討・検証を行う必要がある。

○自然に対して負荷をかけていることは確かであるし、リサイクルを進める上でも課税は本取り組みの趣旨に合うと考える。ただし、他の課税対象とは区別し、軽減措置が必要であろう。(税率を低く設定するなど)

9 税の適正な負担について

県民等からの意見	委員からの意見
<p>○税負担の公平性を確保する上からも、処理業者にのみ負担を強いることのないように、県内はもちろん県外排出者に対しても十分な理解が得られるように制度の周知徹底を図ってほしい。</p> <p>○建設工事等では、民間工事など排出者である注文者に円滑に適正な税額転嫁ができるかが懸念されるので、実施に当たっては広く県民に対して、行政の十分なPR・啓蒙をお願いしたい。特に公共工事については、各発注機関が廃棄物処分課税額を設計積算額に適正に計上し、設計段階で廃棄物の排出量の削減や再利用が促進されるようお願いしたい。</p>	<p>○税制度の構築に当たっては、時間をかけて排出事業者に対する理解を得ることを行ってほしい。特別徴収事務者や中間処理業者が、税を排出事業者に転嫁できないと、排出量の削減にはつながらない。</p> <p>○言うは易く行うは難しい問題であるが、もはや課税制度は避けて通れない時期に来ている以上、勇断を以て取り組むべきである。さりとて100%公平、適正などは望んでも無理であることから、最大公約数での決着を期して誠意と無私の建前で成案に努力すべき。</p> <p>ただ、不法投棄等の悪徳業者に対しては、警戒と摘発を怠らず、最も峻厳な法整備に基づく罰規程を以て対処すべきであり、これなくしてはいかなる名案も空文に等しいと断ずる。</p> <p>○留意事項を十分に配慮することが必要であろう。</p>

10 事業者の事務負担に対する配慮について

県民等からの意見	委員からの意見
<p>○納税者の事務手続き等(条例施行時期、納税期限等)についても事業者の実態を十分考慮し、公平かつ簡素な税制度としてほしい。</p> <p>○税導入に伴い、事業者は新たな納税事務や記帳・保管業務等が発生し多大な事務負担となる。事務負担の軽減を強く求める。</p>	<p>○留意事項に配慮することが必要。</p>

11 税の使途

県民等からの意見	委員からの意見
<p>○税収の一部を産業廃棄物の不法投棄の撤去費用に充てることはできないか。</p> <p>○リサイクルの推進では、公共事業でのリサイクル品の率先使用が特に必要。</p> <p>○適正処理に努めている優良事業者から徴収した税を、不法投棄の原状回復費用などに使われることがないようにしてほしい。</p> <p>○税の導入目的は、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理の促進であり、税の使途は、県が設置する最終処分場等の整備促進などに使われることなく、税導入の本来の目的にあった具体的な使途について検討してほしい。</p> <p>○排出量の抑制及びリサイクル化に対する技術的支援に加え、金銭的な補助を望む。</p> <p>○福島県は、他県と比べリサイクルを行える中間処理業者が少なく、他県でのリサイクル処理を余儀なくされており、今後、どのような廃棄物のリサイクル技術の開発支援を行うべきか十分検討してほしい。また、排出事業者が求めているリサイクル施設の意見聴取を行うとともに、他県の中間処理業者の情報も公開してほしい。</p> <p>○産業廃棄物税としての特別な税金ならば、目的税として取り扱うことが望ましい。県税の税収不足から今年度までの産業廃棄物関連の予算へのすり替えがないように、基金の設置で本来の目的以外に使用することがないように、会計処理を透明にしてほしい。</p> <p>○産業廃棄物税導入前に税の使途について明確にすべき。さらに、県内業界へ廃棄物減量取組策について広く意見を求め、事業者が廃棄物減量に取り組む意欲を促進する税使途を目指していただきたい。</p> <p>○納税者が応益性を実感できるような施策を中心に実施すべきであり、具体的な</p>	<p>○県ではNPOの超学際研究機構を立ち上げているので、そのようなネットワークでリサイクル技術の開発支援などを進めていくことが必要ではないか。</p> <p>○税負担者である排出事業者に、3R面で支援還元がある事を強調すべき。</p> <p>○あれもこれもと総花的でなく、産業廃棄物等の発生抑制、減量化、リサイクル、及び適正な処理の促進等、実効ある事業に優先充当すべきである。しかる後財源に余裕ある時は順次使途範囲を拡大すべきである。</p> <p>更に、基金制度を設け、会計処理の透明化を確保することは絶対必要である。</p> <p>○産業廃棄物処理施設の維持管理は、閉鎖後も長期に及ぶことから、公共関与の施設へと転換すべきだと思う。</p> <p>その際、産業廃棄物税の一部を地元で預け、管理を任せるという方法もあると思う。</p> <p>○税は本県で遅れをとっている中間処理施設の技術開発に使えば、自社処分を行う事業者も恩恵にあずかると思う。(再掲)</p> <p>○産業廃棄物税の導入にあたっては、県の財政とのバランスも考慮すべきであるし、税収を新規の減量化対策業務の開発導入を行う事業者へ可能な限り100%補助するなどの体制を確立することが重要である。新規技術の導入のモチベーションを図るべきである。</p> <p>○福島県の廃棄物関連予算H16年度7億6,000万円で対応している点を踏まえると、減量化、リサイクルの事業者による削減分があった場合、いかに環境再生の適正な取り組みを行うかを考慮して、予算の適正な配分分野を決定していくことが必要である。</p> <p>○3Rのリデュース、リユース、リサイクルの中でもっとも基本となるのがリデュース(減量)であることから、排出事業者に対して工程内対策の強化を図る減量化対策の指導を図ることが必要である。</p> <p>○会計処理の透明性により信頼できる制度</p>

事業内容を示した上で検討に付すべき。

○本市は中核市に移行後、県と同様に、廃棄物の適正処理等に係る様々な施策を独自に進めてきたが、これまで以上に廃棄物の適正処理等を推進し、生活環境の保全等に努めていくためにも、税金については、他自治体と同様、中核市への交付金等の制度を創設すべき。

○廃棄物が不法投棄されることにより、産業廃棄物の処理に関する不信感や地域住民の不安感が生じ、最終処分場やリサイクル施設の設置について支障をきたすおそれがあることから、不法投棄された産業廃棄物の撤去を促進する費用に充てることも検討すべき。

○不法投棄の未然防止については、適正処理している事業者の納める税金が、不法投棄している事業者のために使われることがないように慎重に検討してほしい。

運営が望まれる。

○産業廃棄物税制度の導入により不法投棄の増加が大きく懸念されている。「廃棄物処理法」をはじめとする規制的手法とも関係付け、県民に広く、十分な理解を求める施策を打ち出すとともに不法行為に対する厳罰実践が重要と考える。

○「廃棄物処理法」遵守に関して事業者に対し、理解を求め、指導、教育による啓発を行う。

○県民に対して、産業廃棄物の排出は、間接的ではあるが、県民の奢侈、贅沢なものの志向が関与していることも啓発する必要があるだろう。

○中間処理業者などが、新たな減量化に係るシステムを導入する際に支援していく体制も必要ではないか。

○循環型社会といっても、完璧な循環にはならず、かなり自然界に負荷をかけることになる。この税金を、負荷をかけた福島県の自然を回復できるような事業に使ってほしい。

○福島県では観光に力を入れているが、県内には野積みになっている産業廃棄物らしきものがあり、イメージダウンになるので、その撤去をするような使い方も考えるべきではないか。

○産業廃棄物最終処分場の周辺地域には、環境負荷がかかるので、地域のためになんらかのお金を使うということも考えなければいけない。

○「排出量の削減への技術的支援」や「リサイクル技術の開発支援」では、事業者の行う技術開発にはリスクも伴うため、事業費を一部補助するだけでなく、事業者の負担がないような仕組みも検討して欲しい。

○優良業者の育成と、これからの時代を担う子供たちへの環境教育を用途としてほしい。

○産廃の不法投棄の処理にこの税金が使われることには反対である。私が意図していたのは、産廃の処理で、自然にかけた負荷

に対し、それを回復する取り組みに援助を行ってはどうかということである。森を守る、失われた生物の回復など。その取り組みを通じて、子供たちの環境教育も実践的に行われると考える。

○中間処理業者にリサイクルの技術を開発するような働きがあるとは思えない。人手をかけて、分別をしているのが実情であろう。分別したものが、有価物としてリサイクルに入るためのシステム開発が重要であろうと思う。福島県で回るシステムの開発費をNPO等に出せるといいと思う。

○産業廃棄物排出量の抑制 → 産業廃棄物発生量の抑制
 排出量の削減への技術的支援 → 発生量の削減への技術的支援

12 その他

県民等からの意見	委員からの意見
<p>○他県からの産業廃棄物の流入抑制措置を緩和してほしい。</p> <p>○産廃税が施行された場合、当初の税導入の目的どおり施行されているかどうか、県のチェック体制をしっかりとすべき。</p> <p>○課税することにより不法投棄、不適正処理の増大になりかねないので、不法投棄、不適正処理防止対策を強化する必要がある。</p>	<p>○やはり最も根本的なことは、ごみになるものを作らせないということだと思う。ドイツのように、リサイクルの費用を製造するメーカーに課する方向に向かうべき。ペットボトルのようにリサイクル費用のかかるものは自然と使われなくなればならないと思う。日本は企業に甘すぎる。</p> <p>○報告書を取りまとめても絵に描いたモチとならないように、実効性あるアクションプランが構築されるようにすることが基本的に必要不可欠である。在り方論のみに終わったら何も意味をなさないことに留意すべきである。</p> <p>○産業廃棄物はもとより、一般廃棄物対策に対し、県庁の職員は模範となる行動を常日頃行い、廃棄物の減量化に取り組み環境保全啓発を実行することが必要不可欠である。</p> <p>○不法投棄に対しては、厳罰を処する上乗せ規制を県独自の思想で構築することが必要不可欠である。</p> <p>○産業廃棄物税は、法定外目的税であり、課税期間を区切るべき。</p>